

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
多摩川下流部右岸・鶴見川の減災に係る取組方針

平成28年10月13日

京浜河川災害情報協議会

多摩川下流部右岸・鶴見川大規模氾濫に関する減災対策専門部会

〔 稲城市、横浜市（鶴見区、港北区、都筑区）、川崎市
東京都、神奈川県、東京管区气象台・横浜地方气象台、京浜河川事務所 〕

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

こうした背景から、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

京浜河川災害情報協議会では、この答申を踏まえ、多摩川下流部右岸・鶴見川において、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全安心を担う沿川の 3 市（うち横浜市 3 区）（稲城市、横浜市（鶴見区、港北区、都筑区）、川崎市、）と東京都、神奈川県、東京管区气象台、横浜地方气象台、京浜河川事務所で構成される「多摩川下流部右岸・鶴見川大規模氾濫に関する減災対策専門部会」（以下「本専門部会」という。）を平成 28 年 5 月 24 日に設立し、減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

多摩川は、上流から下流にかけては、堰等の横断工作物付近の堆積土による流下能力の不足箇所や、洪水の流れが速く日常的に水が流れている低水路が蛇行しており、河岸浸食、高水敷や堤防の浸食、さらには堤防決壊等の危険性がある。また、鶴見川は、河床勾配が緩く蛇行した河道であり、流下能力が不足する区間がある。多摩川及び鶴見川で一度氾濫が起これば、沿川地域においては甚大な人的被害や、社会経済への影響が懸念される。

これまでも、多摩川では、昭和 49 年 9 月洪水、鶴見川では昭和 33 年 9 月洪水において甚大な被害が発生したところである。

また、今般公表された、想定最大規模の洪水における洪水浸水想定は、従来公表されていた計画規模降雨の洪水における洪水浸水想定より、浸水深が深く、また浸水継続時間が長くなることから、甚大な被害になることが想定される。

一方、鶴見川は、鶴見川流域水協議会により平成 16 年 8 月に鶴見川流域水マスタープランが策定され、市民・市民団体・企業・行政が連携・協働し施策に取り組んでいる。策定後 10 年を経過し、平成 26 年 7 月の水循環基本法の施行及び平成 27 年 7 月の水循環基本計画の閣議決定により法体制が整備されたことなどを踏まえ、平成 27 年 12 月に鶴見川流域水マスタープランの改定が行われた。

本専門部会では、こうした多摩川及び鶴見川の特性及び現状を踏まえ、平成 32 年度までに、隣接した自治体間が連携した円滑かつ迅速な避難、効果的な水防活動、排水対策等、大規模氾濫時の減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「多摩川下流部右岸・鶴見川の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容としては、多摩川下流部右岸・鶴見川で発生しうる想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害（以下、大規模水害という）に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目指すことを目標として定め、平成 32 年度を目処に各構成員が連携して取り組み、「水防災意識社会」の再構築を行うこととして、主に以下の取り組みを行うものとする。

■ハード対策：

- ・洪水を河川内で安全に流す対策
- ・危機管理型ハード対策
- ・避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

■ソフト対策：

- ・逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ適確な避難行動のための取組
 - ▶情報伝達、避難計画等に関する取組
 - ▶防災教育や防災知識の普及
- ・洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
 - ▶水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組
 - ▶排水活動及び施設運用の強化に関する取組

なお、本専門部会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

2. 本専門部会の構成員

本専門部会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
稲 城 市 横 浜 市 鶴 見 区 港 北 区 都 筑 区 川 崎 市	市 長 市 長 区 長 区 長 区 長 市 長
東 京 都 建設局 河川部 東 京 都 総務局 総合防災部 "	防災課長 計画調整担当課長 防災対策課長
神奈川県 安全防災局 安全防災部 " 県土整備局 河川下水道部	災害対策課長 河川課長
気 象 庁 東京管区气象台 " 横浜地方气象台	気象防災部長 气象台長
国土交通省関東地方整備局	京浜河川事務所長

3. 多摩川下流部右岸・鶴見川の概要と主な課題

(1) 多摩川下流部右岸・鶴見川の流域の概要と氾濫特性

多摩川流域の人口は、流域面積の約 3 分の 1 を占める中下流の平野部にほぼ集中しており、また、鶴見川の流域人口においても、全国的に見ても非常に高い人口密度を有している。

多摩川下流部右岸・鶴見川流域は、首都圏の中でも都市化が進み、土地の高密度利用がなされている地域であるとともに、首都圏における社会、経済、文化等の基盤をなしている。また、中央自動車道や東名高速道路、東海道新幹線などの西日本につながる幹線交通や、緊急輸送路である国道 1 号や 15 号、409 号等の交通機関が集中している。このため、浸水被害が発生した場合には、本地域のみならず首都圏における社会経済への影響が懸念される。

また、多摩川下流部右岸・鶴見川は、以下のような河道の特徴及び地形の特徴を有している。

多摩川下流部の上流側は、河床勾配が急であり、川の流れが速いため河岸侵食が起りやすい河道であるとともに、堰等の横断工作物付近の堆積土により流下能力が不足している箇所がある。また、多摩川下流部の河口側と鶴見川は、河床勾配が緩く蛇行している河道であり、流下能力が不足している区間がある。

一方、多摩川下流部右岸の上流側の堤内地側は、多摩丘陵に囲まれており氾濫域は狭いが、浸水深が深くなりやすい地形である。また、多摩川下流部の河口側と鶴見川に囲まれた地域は、起伏が小さく平坦な低地であり、東京湾へ向かって浸水域が広がりやすく、かつ氾濫水が滞留し、浸水継続時間が長くなる傾向にある。さらに、鶴見川右岸側の地域は、台地が河川に迫っており、氾濫域は狭いが浸水深が深くなりやすい地形である。

(2) 多摩川・鶴見川における過去の洪水による被害状況

〈多摩川〉

○昭和 49 年 9 月洪水

昭和 49 年 9 月台風 16 号では、当時の計画高水流量 (4,170m³/s) に匹敵する大出水となり、護岸の全壊、半壊をはじめとし、取水堰施設の損壊が目立った。特に、東京都狛江市猪方地先では、堤防が約 260m にわたって決壊し、それに伴って堤内の住宅地等 3,000m³ と家屋 19 棟が流失した他、高水敷の児童遊園地等の諸施設が流される甚大な被害が発生した。

○昭和 57 年 8 月, 9 月洪水

昭和 57 年 8 月の台風 10 号では出水は石原観測所で戦後第 3 位の水位を記録し、越水・溢水等の被害は免れたが、河川施設の複数個所での災害、川崎市などで床上・床下浸水 163 戸の被害が発生した。また、9 月の台風 18 号の出水でも警戒水位を超える観測所もあり、河川施設の災害が生じるとともに、川崎市などで床上・床下浸水 60 戸の被害が発生した。

○平成 11 年 8 月洪水

平成 11 年 8 月の出水では、弱い熱帯低気圧の影響で 13 日から降り続いた雨により、最大 2

日雨量が多摩川の檜原で 361mm、多摩川上流で 352mm と 300mm を超える大雨となり、川崎市戸手地先と世田谷区二子玉川地先に避難勧告が出され、戸手地区では浸水被害が発生した。

○平成 19 年 9 月洪水

平成 19 年 9 月の台風 9 号による出水では、小河内観測所において降り始めからの雨量が観測史上最大の 710mm の降雨を記録し、日野橋観測所では戦後 2 番目となる水位を記録した。また、各基準観測所においても戦後 2 番目、3 番目となる水位を記録した。堤防が決壊するなどの大きな被害はなかったものの、河岸洗掘による護岸崩壊等の被災が発生し、二ヶ領宿河原堰においては、護床工が流失する被害が発生した。

〈鶴見川〉

○昭和 33 年 9 月洪水

昭和 33 年 9 月の狩野川台風では、死者 93 名、浸水家屋約 20,000 戸の甚大な被害が発生した。

○昭和 41 年 6 月洪水

昭和 41 年 6 月の台風 4 号では鶴見川が氾濫し、浸水家屋約 12,000 戸となる被害が発生した。

○平成 26 年 10 月洪水

平成 26 年 10 月の台風 18 号では、支川鳥山川で計画高水位を超える洪水が発生し、鶴見川多目的遊水池で過去最大となる約 1 5 4 万 m³ の洪水調節を行った。

○平成 28 年 8 月洪水

平成 28 年 8 月の台風 9 号では、亀の子橋及び支川の鳥山川で避難判断水位を超える出水となり鶴見川多目的遊水地では、過去 4 番目となる約 4 2 万 m³ (流入量) の洪水調節を行った。

(3) 多摩川下流部右岸・鶴見川の現状と課題

過去の出水による被害を受け、多摩川においては、これまでに平成 12 年 12 月に河川整備の基本となる「多摩川水系河川整備基本方針」、平成 13 年 3 月に河川整備基本方針に沿った整備に関する計画である「多摩川水系河川整備計画 (直轄管理区間編)」を策定した。

鶴見川においては、平成 17 年 4 月に河川整備の基本となる「鶴見川水系河川整備基本方針」、平成 19 年 3 月に河川整備基本方針に沿った整備に関する計画である「鶴見川水系河川整備計画」を策定し、浸水被害の発生を防止することを目標として、河川改修が推進されてきたところである。

また、水防法の改正に伴う想定最大規模の洪水による洪水浸水想定は、従来公表されていた計画規模降雨による想定に比べ、浸水面積は大きく変わるものではないが、浸水深が深く、浸水継続時間は長くなることから、一層、甚大な被害になることが想定される。

こうした河川改修の現状と氾濫特性等を踏まえた多摩川下流部右岸・鶴見川での主な課題は以下の通りである。

- 多摩川下流部の上流側地域と、鶴見川の右岸側は、丘陵地や台地に囲まれ、氾濫域は狭いが、浸水深は深い。一方、多摩川下流部の河口側と鶴見川に囲われた地域は、起伏が小さく平坦な低地であり、浸水域が広く、かつ氾濫水が滞留し、浸水継続期間が長い。このため、逃げ遅れゼロを目指した住民等の的確な避難行動に資する情報提供や実践的な訓練、避難計画、水防災教育や防災知識の普及などが必要である。
- 大規模水害を視野に入れた、洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のためにより、一層の水防活動の効率化及び水防体制の強化、河川水位等の情報共有の強化が必要である。
- 中央自動車道や東名高速道路、東海道新幹線などの西日本につながる幹線交通や、緊急輸送路である国道1号や15号、409号等の交通機関が集中している。このため、浸水被害が発生した場合には、本地域のみならず首都圏における社会経済への影響、一刻も早い生活再建及び、社会経済活動の回復を可能とするための、排水計画の作成、排水訓練実施が必要である。

以上の課題を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目的に具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

4. 現状の取組状況

多摩川下流部右岸・鶴見川における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりとなっている。(別紙1参照)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
想定される浸水リスクの周知	○多摩川において、想定最大規模及び計画規模の洪水による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を京浜河川事務所ホームページ等で公表している。	
	●洪水浸水想定区域等が住民に認識されていないことが課題である。	A
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●発表・公表している水位・雨量などの防災情報を住民等へ分かりやすい周知方法を検討することが課題である。	B
避難勧告等の発令	○国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている。	
	○自治体で定めたマニュアル等に基づき、避難勧告を実施している。	
	●避難勧告の発令に際し、内水氾濫や土砂災害等への対応も必要であり、適切なタイミングでの発令に課題がある。	C

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
避難場所、避難経路	○緊急避難場所・避難所を指定し、計画規模の洪水に対するハザードマップ等で周知している。	
	●浸水状況を考慮して安全に避難できる避難場所、避難経路に見直すことが必要である。	D
	●人口稠密な大都市では、地下街からの迅速な退避や避難場所の確保など、適切に避難できるかが課題である。	E
	●具体的な避難経路を定めていないため、住民が確実に避難できるかが課題である。	F
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○避難情報を防災行政無線、広報車、FAX、戸別訪問、Lアラート、ホームページ、登録制配信メール、フェイスブック、ツイッター、防災アプリ、自主防災組織等により伝達している。</p> <p>○自治体によっては「災害・避難カード」を導入し、住民自らが避難計画を作成し行動する取組を行っている。</p> <p>○自治体によっては「まるごとまちごとハザードマップ」を導入し、避難行動を促す看板を現地に設置している。</p> <p>○雨量、河川水位、洪水予報、ライブカメラによる映像等を事務所ホームページ、河川情報表示板、報道機関等を通じて伝達している。</p> <p>○電子メールを配信するサービス「マルチコール」を実施している。（京浜河川事務所ホームページから登録可能）</p>	
	●大雨・暴風時も防災行政無線や広報車の音声聞き取れるようにすることが課題である。	G
	●外国人居住者への周知が課題である。	H
	●単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。	I
	●自主防災組織等との情報伝達のための更なる連携が必要である。	J

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
避難誘導體制	○避難誘導は、自治体、警察、水防団（消防団）が連携し、実施している。	
	●市民一人ひとりの避難意識の向上が必要である。	K
	●災害時には人員の不足が予想される中で、避難誘導に対応する職員の確保が課題である。	L
	●災害時要配慮者への適確な誘導體制の確保が必要となる。	M

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
河川水位等に 係る情報の 提供	○消防団等へ情報伝達を実施している。 ○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して水防警報を発令している。 ○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●迅速かつ正確に河川水位等に係る情報を共有することが課題である。	N
河川の巡視 区間	○出水期前に、自治体、消防団等と重要水防箇所の共同点検を実施している。また、出水時には、消防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 ○水害発生が予想される際には、河川敷の路上生活者（ホームレス）への避難の呼びかけを行っている。	
	●洪水中の消防団等の巡視担当者の安全を確保することが課題である。	O
	●消防団等による洪水の状況に応じた河川巡視の工夫が必要である。	P
水防資機材 の整備状況	○土のう袋やロープ、ブルーシート等の水防資機材を庁舎、水防倉庫等に備蓄している。 ○側帯等に水防用土砂を備蓄している。	
	●水防資機材の過不足を確認し的確なメンテナンス及び補充を行うことが課題である。	Q
	●大規模水害に備えた水防資機材の拡充が必要である。	R

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
市区庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○洪水浸水想定区域内に該当する庁舎等を対象に、土のうや止水板の設置、自家発電設備の備蓄等の対策を実施している。	
	●災害時に拠点となる公共施設等が浸水し、機能の低下・停止することがないようにすることが課題である。	S

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○自治体によっては、排水施設、排水資機材の所有している、または購入を検討している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保している。	
	●大規模洪水の際に関係機関が連携した氾濫水の排水のための操作・運用に課題がある。	T
	●排水施設の更なる整備が必要である。	U

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

④河川管理施設の整備に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の整備状況	○計画に対し、堤防断面が小さく流下能力が不足している区間において堤防の整備を推進している。 ○河道の流下能力を確保するための整備を進めている。	
	●必要な堤防高、幅が不足する箇所の整備を着実に進めていく必要がある。	V
	●上下流バランスなどの観点から当面の間堤防整備に至らない区間について、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばす工夫を加えた堤防整備を進めて行く必要がある。	W

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度を目途に達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

多摩川下流部右岸・鶴見川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※ 社会経済被害の最小化……社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

【目標達成に向けた3本柱】

「洪水を河川内で安全に流すハード対策」、「危機管理型ハード対策」等に加えて、「住民目線のソフト対策」として、下記の取組を実施する。

- (1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。(別紙2参照)

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 ・必要堤防高、幅が不足する箇所の整備	V	H32年度	関東地整
■危機管理型ハード対策 ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	W	H32年度	関東地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等	G, I	引き続き 順次実施	6市区
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	S	H32年度	5市区
③水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備	Q, R	引き続き 順次実施	6市区 都県 関東地整
④水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	N	引き続き 実施	関東地整

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
①住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	G, I	引き続き実施	関東地整
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C, D, J, N	引き続き順次実施	6市区 気象庁 関東地整
③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	C, D, J, N	引き続き順次実施	6市区 気象庁 関東地整
④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A	H28年度	関東地整
⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定	A	H28年度から順次実施	6市区
⑥近隣市区と連携した広域避難計画の作成及び垂直避難や地下街の検討	D, E	引き続き実施	6市区 関東地整
⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討	D, E, H, I, M	引き続き実施	6市区
⑧日常時から水防災意識の向上を図るため、案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の検討及び「災害・避難カード」の作成等	A, D, F, K	引き続き順次実施	6市区
⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	B, H	H29年度	気象庁

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■防災教育や防災知識の普及			
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B	引き続き 実施	6市区 気象庁 関東地整
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, B	H28 年度 から 順次実施	6市区 県 気象庁 関東地整
③教員を対象とした講習会の実施	A, B	引き続き 順次実施	6市区 県 気象庁 関東地整
④小学生を対象とした水防災教育の実施	A, B	引き続き 順次実施	6市区 都県 気象庁 関東地整
⑤出前講座等の講習会の実施	A, B	引き続き 実施	6市区 都県 気象庁 関東地整

(2) 洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組			
①消防団と兼任する水防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	N	引き続き 実施	6市区
②消防団と兼任する水防団同士の連絡体制の確保	N	引き続き 実施	6市区
③消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	N	引き続き 実施	6市区 都県 気象庁 関東地整
④関係機関が連携した水防訓練の実施	O, P	引き続き 実施	6市区 都県 気象庁 関東地整
⑤水防活動の担い手となる水防団等の募集の促進	O	引き続き 実施	6市区

(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組			
①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	T, U	H28年度 から 順次実施	6市区 都県 関東地整
②排水訓練の実施	T, U	引き続き 順次実施	6市区 関東地整

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどにより、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本専門部会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況や水防に関わる技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目		稲城市	横浜市	横浜市(鶴見区)	横浜市(港北区)	横浜市(都筑区)	川崎市	東京都	神奈川県	関東地整	現状・課題	
想定される浸水リスクの周知	現状								・浸水想定区域図を神奈川県のホームページで公表している。 ・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、神奈川県ホームページに掲載し周知している。	・多摩川における想定最大規模および計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーション結果を京浜河川事務所ホームページ等で公表している。	○多摩川において、想定最大規模及び計画規模の洪水による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を京浜河川事務所ホームページ等で公表している。	
	課題								—	洪水浸水想定区域が住民に認識されていないことへの懸念がある	●洪水浸水想定区域等が住民に認識されていないことが課題である。	A
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	現状								・国が発表する洪水予報及び水防警報を関係水防管理者へ伝達している。 ・県のホームページで雨量・水位情報を配信をしている。	河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	
	課題								—	発表・公表している防災情報や水害リスクが住民等に十分認知されていないことへの懸念がある。	●発表・公表している水位・雨量などの防災情報を住民等へ分かりやすい周知方法を検討することが課題である。	B
避難勧告等の発令	現状	『避難勧告判断・伝達マニュアル』に基づき取り組んでいる。	【避難準備情報】 ◁洪水予報指定河川(鶴見川、多摩川)▷ ・「避難判断水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 ◁水位情報周知河川▷ ・「氾濫注意水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 ◁共通▷ ・漏水等が発見された場合 ・台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合(夜間から明け方に避難勧告の発令が予想される場合) 【避難勧告】 ・「氾濫危険水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 ・「氾濫注意水位」を超えた状態で、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 ・異常な漏水等が発見された場合 ・「氾濫注意水位」を超えた状態で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合 【避難指示】 ・越水・溢水のおそれがある場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・決壊や越水・溢水の発生又は「氾濫発生情報」が発表された場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合	横浜市風水害対策マニュアルに基づき避難勧告等を実施する。	横浜市風水害対策マニュアルに基づき避難勧告等を実施する。	横浜市風水害対策マニュアルに基づき避難勧告等を実施する。	(1) 避難準備情報 ○避難判断水位に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇やはん濫警戒情報の内容、降水短時間予報等により、夜遅くから明け方にかけてはん濫するおそれがある場合。ただし、幸区戸手4丁目の堤防の川側の地区については、現場の状況から水位が居住地に達する見込みがある場合。 (2) 避難勧告 ○はん濫危険水位に到達した場合、又ははん濫注意情報等の水位予測が堤防高を超えることが予想される場合。ただし、幸区戸手4丁目の堤防の川側の地区については、現場の状況から水位が居住地に達する見込みがある場合。 ○堤防などの施設、若しくは河川施設が被害を受け、河川がはん濫するおそれがある場合。 (3) 避難指示 ○水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合、若しくは異常な漏水の進行や決壊のおそれが高まった場合、又は決壊や越水・溢水の発生若しくは氾濫発生情報が発表された場合。	国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。	国が発表する洪水予報及び水防警報を関係水防管理者へ伝達している。	河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体に通知、ならびに報道機関等を通じて住民に周知。(国土交通省・気象庁共同発表)	○国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている。 ○自治体で定めたマニュアル等に基づき、避難勧告を実施している。	
	課題	多摩川の浸水想定区域等が変更されたことに伴い、『避難勧告判断・伝達マニュアル』の一部改正が必要である。	—	・浸水による被害についてはある程度の予測ができるが、土砂災害については、対応が後手になってしまう可能性がある。 ・河川の水位上昇時には、内水や土砂災害への対応を同時並行して行う必要があるため、河川のみを注視出来ない。	—	同時に発生が起り得る内水氾濫や土砂災害等に対応する人員が不足する可能性がある。	避難勧告等に伴い、適切な避難行動が取られるための市民意識の醸成が不十分である。	—	—	—	●避難勧告の発令に際し、内水氾濫や土砂災害等への対応も必要であり、適切なタイミングでの発令に課題がある。	C
避難場所・避難経路	現状	避難場所・避難経路の設定については、全世帯に配布している防災マップに風水害時等に開設予定である指定避難所(7箇所)を掲載して、日頃から避難場所や避難経路を想定しておくよう周知している。	広報紙・HP・ハザードマップにより周知	広報紙・HP・ハザードマップにより周知	広報紙・HP・ハザードマップにより周知	広報紙・HP・ハザードマップにより周知	指定緊急避難場所として小中学校等175箇所を指定しており、洪水ハザードマップ、防災マップ、市ホームページ、防災アプリ(スマートフォン用)等により周知している。避難経路については、考え方を地域防災計画に記載している。	市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。	市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、神奈川県ホームページに掲載し周知している。	浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援	○緊急避難場所・避難所を指定し、計画規模の洪水に対するハザードマップ等で周知している。	
	課題	多摩川の洪水浸水想定区域等が変更されたことに伴い、指定避難所及び避難経路の見直しが必要である。	—	避難経路は行政が定めてくれるものという意識が未だに強く、継続した住民啓発が必要	住民による適切な避難行動が推進されるよう啓発に努める。	・近隣に適切な避難場所がないことから避難行動に対する対策や住民への啓発をさらに進める必要がある。	避難対象人数に対して、避難場所の収容人数が不足する可能性がある。	—	—	地下街、地下鉄、接続ビル等が連携した地下街等における避難確保計画等の作成が必要である。	●浸水状況を考慮して安全に避難できる避難場所、避難経路に見直すことが必要である。	D
											●人口稠密な大都市では、地下街からの迅速な避難や避難場所の確保など、適切に避難できるかが課題である。	E
											●具体的な避難経路を定めていないため、住民が確実避難できるかが課題である。	F

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	稲城市	横浜市	横浜市(鶴見区)	横浜市(港北区)	横浜市(都筑区)	川崎市	東京都	神奈川県	関東地整	現状・課題
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	メール・各種メディア・戸別訪問・広報車	メール、各種メディア、戸別訪問、広報車等	メール、各種メディア、戸別訪問、広報車等	メール、各種メディア、戸別訪問、広報車等	同報系防災行政無線によるサイレン、区の広報車、消防車からの放送、自主防災組織、町内会長等による伝達、市ホームページ、登録制メール配信、ツイッター、テレビ、ラジオ、Lアラート配信、緊急通報メール、防災アプリ(スマートフォン用)などの手段により伝達する。 要援護者施設等に対しては、上記のほか一斉同報FAXにより伝達する。			・雨量・水位観測値が基準値を超えたときに、電子メールを配信するサービス「マルチコール」を実施(事務所HPから登録可能) ・河川情報掲示板を活用した情報提供(現在、JR川崎駅、八王子駅等4箇所に設置) ・ライブカメラによる映像配信(多摩川水系12、鶴見川水系8、相模川水系4計24箇所)	○避難情報を防災行政無線、広報車、FAX、戸別訪問、Lアラート、ホームページ、登録制配信メール、フェイスブック、ツイッター、防災アプリ、自主防災組織等により伝達している。 ○自治体によっては「災害・避難カード」を導入し、住民自らが避難計画を作成し行動する取組を行っている。 ○自治体によっては「まるごとまちごとハザードマップ」を導入し、避難行動を促す看板を現地に設置している。 ○雨量、河川水位、洪水予報、ライブカメラによる映像等を事務所ホームページ、河川情報掲示板、報道機関等を通じて伝達している。 ○電子メールを配信するサービス「マルチコール」を実施している。(京浜河川事務所ホームページから登録可能)
	課題	①台風やゲリラ豪雨等の降雨時には、同報系防災行政無線が聞こえない場合がある。 ②避難行動要支援者名簿を受領している自主防災組織等との情報伝達の更なる連携が必要である。	インターネットに馴染みのない方々にいかに最新の情報を伝えるかが難しい。 ・外国人への情報伝達について、考慮しないといけない。	・複数の情報伝達の体制方法をとっているが、住民への周知状況が確認できない。 ・鶴見川流域に3基の防災用スピーカーを設置しているが、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ・全ての住民へ周知できているのか把握ができない。 ・外国人への情報伝達体制が整備されていない。	サイレンの意味が市民に伝わっていないことなどにより、混乱が生じることが予想される。河川敷利用者への効果的な情報伝達のために、河川区域への無線設備の設置を検討する。				●大雨・暴風時も防災行政無線や広報車の音声が届き取れるようにすることが課題である。 G	
										●外国人居住者への周知が課題である。 H
										●単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。 I ●自主防災組織等との情報伝達のための更なる連携が必要である。 J
避難誘導体制	現状	必要に応じ、区役所・消防署・土木事務所等との連携及び住民の協力により実施。	消防、警察、土木事務所、自治会町内会、消防団等の関係機関の協力を得て、連携した避難誘導を実施する。	消防、警察、土木事務所、自治会町内会、消防団等の関係機関の協力を得て、連携した避難誘導を実施する。	消防、警察、土木事務所、自治会町内会、消防団等の関係機関の協力を得て、連携した避難誘導を実施する。	消防職員、区職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等により避難誘導を行う。			○避難誘導は、自治体、警察、水防団(消防団)が連携し、実施している。	
	課題	避難誘導に対して行政職員のみでは対応することが困難と考えられるため、市民一人ひとりの避難意識の向上が必要である。	一人一人避難意識の向上が必要	避難行動要支援者が避難場所まで行く手段の確保	避難行動要支援者が避難場所まで行く手段の確保	避難誘導に充てることのできる職員数が不足すると考えられる。			●市民一人ひとりの避難意識の向上が必要である。 K	
									●災害時には人員の不足が予想される中で、避難誘導に対応する職員の確保が課題である。 L ●災害時要配慮者への適確な誘導体制の確保が必要となる。 M	

②水防に関する事項

項目		稲城市	横浜市	横浜市(鶴見区)	横浜市(港北区)	横浜市(都筑区)	川崎市	東京都	神奈川県	関東地整	現状・課題	
河川水位等に係る情報の提供	現状	消防本部が情報監視態勢をとり、気象情報等を収集し状況把握に努め関係部局へ情報伝達を行っている。	神奈川県から発令される水防警報を関係する土木事務所等に伝達している。また、「水防災情報のページ」で、水防管理者や市民の方に河川の水位情報を提供。	関係する自治会、町内会、各施設、関係機関等へ状況に応じ連絡する。	関係する自治会、町内会、各施設、関係機関等へ状況に応じ連絡する。	関係する自治会、町内会、各施設、関係機関等へ状況に応じ連絡する。	水防警報等のFAXを受け取った後、消防局や消防署へFAXを送っている。消防署を経由して消防団に伝達する。	国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。	国が発表する洪水予報や水防警報を関係水防管理者へ伝達している。	直轄河川における基準水位観測所の水位に即して水防警報を発令している。 直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	○消防団等へ情報伝達を実施している。 ○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して水防警報を発令している。 ○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	
	課題	情報収集情報伝達する内容が多いため、迅速な情報提供を実施するために漏れないよう注意が必要である。	水位計や監視カメラ等の水防機器の老朽化が進んでおり、計画的な更新を進めている。また、水位計の真下に雑草等が繁茂し、正確な水位計測を妨げているため、頻りに除草が必要となっている。「水防災情報のページ」については、大雨時にアクセスが集中する性質のものであるため、その対策としてサーバーの増強及びそれに伴う維持管理の費用が増加している。	情報量が多いため、重要な河川情報が埋もれないよう注意が必要	情報量が多いため、重要な河川情報が埋もれないよう注意が必要	情報量が多いため、重要な河川情報が埋もれないよう注意が必要	水防警報等発令時に経由する機関が多く、迅速な情報伝達が行えない。	-	-	-	●迅速かつ正確に河川水位等に係る情報を共有することが課題である。 N	
河川の巡視区間	現状	出水期前に重要水防箇所について、京浜河川事務所、消防本部、消防団等が共同点検に参加している。	-	河川の状況を監視カメラにより確認するとともに、消防署、消防団が計画的に巡回を実施している。	河川の状況を監視カメラにより確認するとともに、消防署、消防団が計画的に巡回を実施している。	河川の状況を監視カメラにより確認するとともに、消防署、消防団が計画的に巡回を実施している。	水害時は各区役所道路公園センターが水門や取水口などの状況を確認しており、パトロールの時間、場所、人数などが河川課へ報告される。	京浜河川事務所が実施する共同点検に参加し、リスクが高い区間の確認をしている。	京浜河川事務所が実施する共同点検に参加し、リスクが高い区間の確認をしている。	出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対し、リスクが高い区間の共同点検を実施。 出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施。	○出水期前に、自治体、消防団等と重要水防箇所の共同点検を実施している。また、出水時には、消防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 ○水害発生が予想される際には、河川敷の路上生活者(ホームレス)への避難の呼びかけを行っている。	
	課題	増水に伴う巡視警戒時に突発的な決壊などが発生した場合において、過去の災害で経験がないことから、被災しなようにするには、どのように対応すれば良いかを研究していく必要がある。	-	担当者の安全管理の徹底が必要	担当者の安全管理の徹底が必要	担当者の安全管理の徹底が必要	河川の水位等に応じた体制を確立する必要がある。 水防活動を行っているときに決壊の可能性が高まった場合の避難のタイミングなどを検討する必要がある。	-	-	-	●洪水時の消防団等の巡視担当者の安全を確保することが課題である。 O ●消防団等による洪水の状況に応じた河川巡視の工夫が必要である。 P	
水防資機材の整備状況	現状	水防資機材(土のう、防水シート、ロープ等)を消防署、消防団に配備している。	神奈川県の水防計画に定める水防資機材の整備基準表に準拠して、土のうや縄類を整備。	区役所、土木事務所、消防署、消防団において資機材を配備している。	区役所、土木事務所、消防署、消防団において資機材を配備している。	区役所、土木事務所、消防署、消防団において資機材を配備している。	市内9箇所の水防倉庫に、土のう、ロープ、ビニールシートなどを備蓄している。	水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。	水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	事務所、出張所、河川防災ステーション、水防拠点、側帯に水防資機材を備蓄。	○土のう袋やロープ、ブルーシート等の水防資機材を庁舎、水防倉庫等に備蓄している。 ○側帯等に水防用土砂を備蓄している。	
	課題	水防資機材の老朽化が進んでおり、新たな資機材の購入や見直しが必要である。	水防資機材の老朽化が進んでおり、新たな資機材の購入に費用が必要。	区役所が浸水想定区域内にあるため、被害が想定される場合は早期の対応が必要 ・排水用のポンプの整備が必要 ・定期的な点検管理が必要	資機材の定期的な点検及び見直しの検討が必要	資機材については、定期的な点検管理が必要である。 水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	水防機材の種類及び数量を検討し、見直ししていく必要がある。	-	大規模な災害が発生した場合には、備蓄資機材が不足する恐れがある。	大規模水害に備えた水防資機材の拡充が必要である。	●水防資機材の過不足を確認し的確なメンテナンス及び補充を行うことが課題である。 Q ●大規模水害に備えた水防資機材の拡充が必要である。 R	
市区庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	最大規模降雨・計画規模降雨の想定区域外に位置している。	-	区庁舎については、土嚢や止水板により庁舎内の浸水被害を防ぐことになっている。	区役所では、停電を想定して自家発電設備を備えている。	区役所では、停電を想定して自家発電設備を備えている。	市役所本庁舎の建替え事業が進行中であり、水害対策に配慮して、機械室を地下に置かず、クレーンが届く低層部に配置する予定である。医療体制については、医療救護活動に不足が認められた場合、市外への応援要請を行う旨、地域防災計画に定めている。	-	-	-	○洪水浸水想定区域内に該当する庁舎等を対象に、土のうや止水板の設置、自家発電設備の備蓄等の対策を実施している。	
	課題	自家発電設備が地下階に設置されているため、将来的に庁舎建替えの時は、屋上等の浸水するおそれのない場所に設置する必要がある。	-	どの段階でどのような対応を行うのかという取り決めがないため、その場の状況に応じた判断が必要	庁舎の浸水を想定した整備の検討が必要	どの段階でどのような対応を行うのかという取り決めがないため、その場の状況に応じた判断が必要	災害拠点病院における水害対応について、状況確認中である。	-	-	-	●災害時に拠点となる公共施設等が浸水し、機能の低下・停止することがないようにすることが課題である。 S	

③冠氾水の排水、施設運用等に関する事項

項目		稲城市	横浜市	横浜市(鶴見区)	横浜市(港北区)	横浜市(都筑区)	川崎市	東京都	神奈川県	関東地整	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	特になし。	特になし。	排水用ポンプの購入を検討している。	特になし。	特になし。	排水樋管の水門操作 施設の耐水化、防水化 ゲート操作などによる雨水貯留施設等の効果的な運用	事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。	施設は耐水化、防水化 ゲート操作などによる雨水貯留施設等の効果的な運用	排水ポンプ車、照明車の配備。 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保。本年度、具体的な排水計画検討を実施。	○自治体によっては、排水施設、排水資機材の所有しているまたは購入を検討している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保している。	
	課題	特になし。	-	区庁舎における排水機能の整備が必要	-	-	排水樋管を閉じると、内水が排水できなくなるなどの問題が生じる	-	-	排水計画の作成・運用には、各機関の連携が必要である。	●大規模洪水の際に関係機関が連携した氾氫水の排水のための操作・運用に課題がある。 T ●排水施設の更なる整備が必要である。 U	

④河川管理施設の整備に関する事項

項目		稲城市	横浜市	横浜市(鶴見区)	横浜市(港北区)	横浜市(都筑区)	川崎市	東京都	神奈川県	関東地整	現状・課題	
堤防等河川管理施設の整備状況	現状	-	-	-	-	-	-	-	-	必要な堤防の高さ及び幅が不足している堤防未整備箇所の整備を推進している。 河道の流下能力を確保するための整備を進めている。	○計画に対し、堤防断面が小さく流下能力が不足している区間において堤防の整備を推進している。 ○河道の流下能力を確保するための整備を進めている。	
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	堤防未整備箇所について着実に整備を進めていく必要がある。 上下流バランスなどの観点から当面の間堤防整備に至らない区間について、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばす工夫を加えた堤防整備を進めていく必要がある。	●必要な堤防高、幅が不足する箇所の整備を着実に進めていく必要がある。 Y ●上下流バランスなどの観点から当面の間堤防整備に至らない区間について、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばす工夫を加えた堤防整備を進めていく必要がある。 W	

項目	具体的取組	課題	稲城市	横浜市	横浜市(鶴見区)	横浜市(港北区)	横浜市(都筑区)	川崎市	東京都	神奈川県	東京管区気象台/横浜地方気象台	関東地整	
1) ハード対策の主な取組													
■洪水を河川内で安全に流す対策													
	〇必要堤防高、幅が不足する箇所の整備	V										・堤防整備等 ・河岸侵食防止のための水衝部対策を実施していく	
■危機管理型ハード対策													
	〇堤防天端の保護 〇堤防裏法尻の補強	W										・決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策として、法肩部(堤防斜面上側の角)の崩壊の進行を遅らせるための堤防天端のアスファルト等での保護 ・深掘れの進行を遅らせるための裏法尻(住居がある側の堤防斜面下側の角)のブロック等での補強を実施していく	
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備													
	①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等	G, I	平成24年度から平成27年度で同報系防災行政無線デジタル化整備を実施している。	防災行政無線、屋外スピーカー整備等を実施、検討している。	防災行政無線については、毎年津波避難訓練実施時に鳴動試験も同時に実施している。	防災行政無線の設置を横浜市で検討している。【H32】	防災用スピーカーを鶴見川流域に3基設置している。(平成21年度)	同報系防災行政無線の屋外受信機の増設、戸別受信機の更新、防災行政無線設備等の老朽化対策を実施する。【H27~】					
	②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	S	市役所庁舎は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。	停電時にも安定的に警報装置への電源供給をするために、太陽光と風力による発電機を設置して、データ収集や機器の動作確認、蓄電池の必要容量などの実証実験を行っている。	区庁舎への土嚢の整備を実施した。排水ポンプの整備については、現在検討している。【H32】	施設の整備を予定している。【H32】	区役所の庁舎が洪水浸水想定区域に入った場合に検討していく。【H32】	市役所本庁舎の建替え事業が進行中であり、水害対策に配慮して、機械室を地下に置かず、クレーンが届く低層部に配置する予定である。【H34~】					
	③水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備	Q, R	新技術を活用した資機材等の配備について検討する。【H32】	資機材更新時に新素材、新技術等を含めた資機材を検討していく。	資機材更新時に新素材、新技術等を含めた資機材を検討していく。【H32】	資機材更新時に新素材、新技術等を含めた資機材を検討していく。【H32】	資機材更新時に新素材、新技術等を含めた資機材を検討していく。【H32】	水防資機材の更新の際に検討していく【H28~】	適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	新技術を活用した資機材等の配備について検討する。【H29】		・新技術を活用した資機材等の配備していく ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充していく	
	④水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	N										継続して簡易水位計、量水標、カメラを設置していく。	
2) ソフト対策の主な取組 (1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組													
■情報伝達、避難計画等に関する取組													
	①住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	G, I										洪水予報等の情報発信を行っている。 水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供する。【公開済】	
	②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C, D, J, N	タイムラインを作成する。【H28~】	区において策定している。	策定済みである。	策定済みである。	策定済みである。	タイムラインを作成する。【H28~】			気象情報に対する防災行動との関連整理について、流域自治体のタイムライン作成に適宜協力する。	作成に必要な水位情報等の提供を行っている。	
	③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	C, D, J, N	タイムライン作成後に検討する。【H29~】	実施している。	実施している。	実施している。	実施している。	タイムライン作成後に検討する。【H29~】			水防管理者が実施する訓練に必要な応じて協力する。	自治体が発するロールプレイング等の水防訓練に参加する。	
	④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A										多摩川で公表済【H28.5末】 鶴見川で公表済【H28.8】	
	⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定	A	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定しホームページ等で公表した。【H28】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。	洪水ハザードマップは横浜市で策定する。【H29】	洪水ハザードマップは横浜市で策定する。【H29】	洪水ハザードマップは横浜市で策定する。【H29】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H29】					
	⑥近隣市区と連携した広域避難計画の作成及び垂直避難や地下街の検討	D, E	東京都と連携して取り組むと稲城市地域防災計画に定めている。	横浜市防災計画により策定している。	川崎区・幸区との協力協定を基に、検討する。【H32】 横浜市防災計画により策定している。	横浜市防災計画により策定している。	横浜市防災計画により策定している。	多摩川と鶴見川に挟まれている地域特性から、広域避難は困難であると考えており、広域避難計画の策定は予定していない。 垂直避難については有効な手法として積極的に検討する。また、地下街については引き続き地域防災計画に基づく取組を進める。				作成に必要な情報の提供および策定を支援	
	⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討	D, E, H, I, M	地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者施設に対し避難計画の作成するよう指導している。	避難計画の作成及び訓練の促進のため、説明会実施している。	各施設で避難計画を作成し、訓練を実施する様、指導している。	各施設で避難計画を作成し、訓練を実施する様、支援している。	各施設で避難計画を作成し、訓練を実施する様、指導している。	要配慮者施設等における避難確保計画等の作成を指導している。					
	⑧日常時から水防意識の向上を図るため、案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の検討及び「災害・避難カード」の作成等	A, D, F, K	案内標識板のビクトグラムの標準化により整備を調査研究する。【H29~】また、「災害・避難カード」は1部の地区で作成したため、今後は他の地区でも作成を検討する。【H29~】	今後、検討していく。	公共施設や電柱を中心に、水害の浸水実績看板(表示)を設置している。	今後、予定している。【H32】	今後、検討していく。【H32】	避難所案内看板への表示については、ビクトグラムの標準化が示されたことから、板面の表示方法について検討していく。【H28~】					
	⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	B, H										気象情報等に関連して「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供を開始する計画。【H29】	

項目	具体的取組	課題	稲城市	横浜市	横浜市(鶴見区)	横浜市(港北区)	横浜市(都筑区)	川崎市	東京都	神奈川県	東京管区気象台/横浜地方気象台	関東地整
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組												
■防災教育や防災知識の普及												
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B	消防本部防災課が窓口となり、随時対応している。	各区役所及び危機管理室等に て対応している。	鶴見区役所総務課にて対応 している。	港北区役所総務課にて対応し ている。	都筑区役所総務課にて対応し ている。	市民からの問合せについては、 随時対応している。				自治体と双方のホットライン 窓口を設定し、気象の見通し等 に係る解説に対応するほか、平 常時から問合せに応じる。	問い合わせ窓口を設置してい る。
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, B	水防災意識の向上を図るため の説明会・講習会について、実 施に向けて検討していく。【H28 年度から】	水防災意識の向上を図るため の説明会・講習会について、実 施に向けて検討していく。【H29 年度から】	水防災意識の向上を図るため の説明会・講習会について、実 施に向けて検討していく。【H29 年度から】	水防災意識の向上を図るため の説明会・講習会について、実 施に向けて検討していく。【H29 年度から】	水防災意識の向上を図るため の説明会・講習会について、実 施に向けて検討していく。【H29 年度から】	水防災意識の向上を図るため の説明会・講習会について、実 施に向けて検討していく。【H28 年度から】	国や市の取り組みに協力する。	市町の要請により、水防災意識 の向上を図るための説明会・講 習会・出前講座を積極的にに行っ ていく。【H28年度から】	市町の要請により、水防災意識 の向上を図るための説明会・講 習会・出前講座を積極的にに行っ ていく。【H28年度から】		市町の要請により、水防災意識 の向上を図るための説明会・講 習会・出前講座を積極的にに行っ ていく。【H28年度から】
③教員を対象とした講習会の実施	A, B	今後、教員を対象とした講習会 の実施を検討していく。【H32】	実施している。	実施している。	実施している。	実施している。	教員の研修において、防災担 当職員が講師を務めた実績が あり、その他、公聴会や教員の 会議において、防災施策を説明 するなどの取組を実施してい る。	県内小中学校の教員を対象に 「児童・生徒の身を守るための 防災教育」「地域防災力へ還元 するための防災教育」を進める ための研修を実施している。	京浜河川事務所及び流域自治 体の取り組みに協力する。	市区の要請により、講習会等を 積極的に行っていく。		
④小学生を対象とした水防災教育の実施	A, B	教員が総合的な学習の時間に 防災全般について指導してい る。	実施している。	実施している。	実施している。	実施している。	毎年、小学生を対象とした「こ ども防災塾」を開催している。	「東京防災」を活用した啓発支 援に取り組んでいく。	県内の小学校4年生を対象に、 災害時の伝言方法や自助度 チェックシートが掲載された「か ながわキッズぼうさいカード」を 配布している。	京浜河川事務所及び流域自治 体の取り組みに協力する。	市区の要請により、水防災教育 への協力を積極的に行ってい く。【H29年度から】	
⑤出前講座等の講習会の実施	A, B	防災講話などの機会において、 水害対策に関する普及啓発を 実施している。	実施している。	実施している。	実施している。	実施している。	洪水リスクや避難の考え方等 について、引続き各種機会を活 用して普及していく。	風水害の体験型訓練を拡充し ていく。	国や市の取り組みに協力する。	京浜河川事務所及び流域自治 体の取り組みに協力する。	市区の要請により、出前講座 等を積極的に行っていく。	
2)ソフト対策の主な取組 (2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組												
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組												
①消防団と兼任する水防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	N	緊急連絡網を作成し対応してい る。	消防署で実施している。	消防署で実施している。	消防署で実施している。	消防署で実施している。	消防団が水防団を兼務してい る。消防署長と消防団長が協議 の上、消防団長の指示により消 防団員へ連絡する体制を取っ ている。					
②消防団と兼任する水防団同士の連絡体制の確保	N	無線機を活用している。	消防団で実施している。	消防団で実施している。	消防団で実施している。	消防団で実施している。	消防団が水防団を兼務してい る。消防署長と消防団長が協議 の上、消防団長の指示により消 防団員へ連絡する体制を取っ ている。					
③消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	N	京浜河川事務所が実施する重 要水防箇所等の共同点検に参 加している。(消防署・消防団 等)	自治会、町内会等で実施してい る。	自治会、町内会等で実施してい る。	自治会、町内会等で実施してい る。	自治会、町内会等で実施してい る。	京浜河川事務所が実施する重 要水防箇所等の共同点検に参 加している。	毎年、国が実施している重要水 防箇所等の共同点検に参加す る。	京浜河川事務所が実施する共 同点検に参加している。	京浜河川事務所が実施し、流 域区市町が参加する共同点検 に同行する。	重要水防箇所等の共同点検を 実施している。【H27年度から】	
④関係機関が連携した水防訓練の実施	O, P	毎年、防災訓練を実施してい る。京浜河川事 務所と連携し、降雨体験車や自 然災害体験車による体験訓練 を実施している。	実施している。	実施している。	実施している。	実施している。	京浜河川事務所が主催する水 防訓練や市が主催する水防工 法訓練などに参加する。	関係機関が実施する訓練に必 要に応じて参加する。	水防管理団体を対象とした水防 講習会を開催している。	関係機関が実施する訓練に必 要に応じて協力する。	水防管理団体が行う訓練に参 加している。	
⑤水防活動の担い手となる水防団等の募集の促進	O	消防団員の募集を随時実施し ている。	消防署で実施している。	消防署で実施している。	消防署で実施している。	消防署で実施している。	消防で実施している。					
2)ソフト対策の主な取組 (3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組												
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組												
①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	T, U	排水ポンプ車出動要請のため の連絡体制等について検討し ていく。【H29~】	連絡体制等について検討して いく。	連絡体制等について検討して いく。【H32】	連絡体制等について検討して いく。【H32】	連絡体制等について検討して いく。【H32】	排水樋管の水門操作訓練を実 施している。	氾濫時に配備可能な排水ポン プ車について、確認し排水計画 の策定に協力していく。【H28 ~】	連絡体制等について検討して いく。【H32】			自治体と連携し、大規模水害時 における排水計画(案)を作成し ていく。【H29年度から】
②排水訓練の実施	T, U	排水訓練の実施については、 京浜河川事務所が備えている 排水ポンプ車による排水訓練 をH27年度に実施している。今 後も計画的に防災訓練への参 加協力を要請していく。【H29~】	排水訓練の実施について検討 していく。	排水訓練の実施について検討 していく。【H32】	排水訓練の実施について検討 していく。【H32】	排水訓練の実施について検討 していく。【H32】	降雨前には、機器の動作確認 を行い施設機能維持に努めて いる。					大規模水害を想定した排水訓 練の実施を検討していく。【H30 年度から】